

## 第 5 回 検 討 会 議 議 事 録

1 開催日時 平成29年11月14日(火) 午前10時から午前11時30分まで

2 場 所 京都府庁職員福利厚生センター 「第2・3会議室」

3 出席委員

高田委員、志藤委員、浅井委員、滝野委員、林委員、持田委員、山崎委員、佐野委員、近藤委員、小出委員、武田委員、酒井委員、山本委員

4 概 要

(1) 検討会議報告書とりまとめ案について

○資料1～2により事務局から説明

### 浅井委員

大切なことを提案したい。資料2の11ページで、昭和40年頃に聾学校での早期教育が始まり、生まれてすぐに口話教育を受け、聴力検査も始まった。その後に分校が設立され、分校でも早期教育が始まった。早期教育はすべて口話教育で行われ、全国に先駆けたものであった。そのことに関して大切なことは、口話教育ではなく手話は言語であると明記することである。京都府には児童発達支援センターうさぎ園、京都府スーパーサポートセンター、京都府聴覚支援センターの3つの療育機関がある。これらの療育機関でも手話を含めた口話教育が行われているが、手話は言語であるということを明記していただきたい。

### 酒井委員

冒頭での事務局からの挨拶の中で、全国手話を広める知事の会で、知事や国会議員によって手話について検討されたという話があったが、聾学校としても手話が広まることは大いに賛成であり、手話を広める一翼も担っていきたいと考えている。聾学校に通う子どもたちは聴覚に障害のある仲間であり、「聞こえない僕たちの学校」という気持ちを大切に、今後も聾学校のさらなる改善と発展に寄与していきたい。今回、京都府の条例で手話は言語であると規定されるにともない、校内でも授業改善など、プロジェクトも改めている。授業を大切に、わかりやすい授業を目指し、子どもたちが通いたくなる学校、保護者が通わせたい学校作りに全力を尽くしたい。

### 滝野委員

資料2の12ページ冒頭で、「同じ障害を持つ仲間との交流につなげていくような体制」という文言を、「同じ障害を持つ仲間との交流につなげ、社会生活の力を高める体制」という文言に改めていただきたい。

また、資料2の13ページ6行目「コミュニケーション支援従事者の高齢化が進んでおり、若者をターゲットとした養成を行う必要がある。」と書かれているが、「大学などを中心に若者をターゲット・・・」と加えてほしい。京都府聴覚言語障害センターが難聴者のリハビリと人材育成の拠点となるように、教育と福祉が率先して条例に乗っ取った取組みができる、そうした条例になればいいと思う。

## 小出委員

資料2の6ページ冒頭でインテグレート教育を受けた聴覚障害児などについて触れられているが、11ページの条例に盛り込むべき内容について、インテグレートした聴覚障害学生への手話を学ぶ機会の保障を記載すべきかと思う。インテグレートした聴覚障害児は学校に1人や2人しかおらず、学校内に聞こえない子どもの集団がない。そのため、手話を学ぶ機会や交流の機会を増やしたり、京都の大学がどのような授業保障をしているかを情報提供したりすることによって、聞こえない子どもの進路が大きく変わってくるかと思う。

## 事務局

資料2の11ページ(4)「手話で学ぶ」の中で、インテグレート教育を受けた聴覚障害者について記載しているが、不十分であるか。

## 小出委員

ご指摘の部分は保護者に関する記述のように思われる。聞こえない子どもにどのように手話を教えるのかを強調していただきたい。

## 事務局

(3)「手話で育つ」の部分に盛り込む形で検討する。

## 近藤委員

中途失聴者、難聴者のリハビリテーションに関して、府のセンターが設立された。その中で、現行の自立訓練事業を使って、中途失聴者や難聴者の手話学習のグループワークを実施している。現在の登録者は10人程度であるが、毎日2～3人の方が通われている。そうしたことを情報提供しておきたい。

また、福祉施設で看護師の確保が難しく、非常に苦慮している。常勤の看護師が確保できなければ、事業が継続できず、困っている。

資料2の12ページ(6)「豊かなコミュニケーションのための環境整備」の中で、コミュニケーションの支援体制や人的な養成については書かれているが、現行の制度の評価については書かれていない。人材を育成しても、その人材が有効に活用されなければ支援が難しいのであって、現行制度の活用が基本となるが、現行制度が行き届いているかどうか、今後の展開の方向性も含めて記載していただきたい。

## 志藤委員

気になる表現がいくつかある。まず、資料2の3ページ32行目で障害者の権利に関する条約についての説明の中で、「障害のある人が自ら選択した意思疎通の手段による表現及び意見の自由」と書かれているが、「意思疎通の手段による表現及び意見の自由」というのは、日本語が少しわかりづらい。条約では、手話を含む意思疎通による表現の自由と意見表明の自由として両方が書かれていたかと思うが、混同してしまっているのだからわかりづらくなっているのではないか。元の条約のような表現にしてみてもどうか。

また、資料2の5ページ(1)「条例のコンセプト」の下段で、「手話の言語性」と書かれているが、「手話の言語性」と「手話は言語である」という表現では意味が違ってくる。ここでは「性」という曖昧な表現を使わずに、「手話は言語である」という表現に変えた方

がよいのではないかと。

次に資料2の6ページ3行目で「手話を学ぶことが障害の自覚」とあり、資料1の1ページの第4回検討会議で浅井委員が出された意見の中の、「アイデンティティ」という言葉をふまえているのかと思うが、「障害の自覚」ではなく、「ありのままの自分でよいということ、言語を獲得していく中で理解し、受け止めていく」という意味ではないのか。「障害の自覚」という表現は適切ではないのでは。また、資料2の12ページ冒頭で「手話を学ぶことを通じて、自身の障害やコミュニケーション手段の活用について認識を深め」とあり、自分自身の障害を活用するという意味にも取られるため、「自身の障害」という表現についても工夫が必要かと思う。これらに関連して、資料2の6ページ6行目から、様々な聴覚障害のある人について触れられているが、9行目で「障害に対する理解を深める」という文言は、障害のある人本人が障害なのではなく、社会が障害を作り出しているという一般的な考えとは異なると思う。障害のある人に問題があるというようなニュアンスに受け止められてしまうため、「障害に対する理解」ではなく、「生活上の困難さという障害に対する理解」という表現の方が適切かと思う。聞こえないことそのものが障害と捉えられかねないので、表現に気をつける必要がある。

資料2の12ページ(5)「聴覚障害のある人の暮らしとコミュニケーション」の中で、法律名や条例名は括弧で括る方が読みやすいのでは。また、障害者差別解消法の説明の中で、「障害のある人に対する不当な差別的取扱いや合理的配慮の提供について規定されている」とあるが、説明が少し不十分かと思うので、「不当な差別的取扱いの内容」とするなど書き方に工夫が必要かと思う。

最後に、資料2の13ページの中で、滝野委員からコミュニケーション支援従事者の養成について修正の指摘があったが、「大学を中心とした若者」ではなく、専門学校や短期大学なども含め、「大学などの高等教育で学ぶ若者」という表現にした方がよいのでは。

報告とりまとめ案についての意見は以上だが、条例の名称が気になっている。資料2の14ページ「おわりに」で「全ての聞こえに障害のある人が安心して社会参加し、共に生きていく社会を目指すための条例とすべき」と書かれており、この意見に賛同するが、条例の名称が難しいだろうと感じる。条例の名称そのものについては、これまで一度も事務局からの提案がなく、思案されているのだろうと思うが、14ページ「おわりに」に書かれている内容を受けたよい条例の名称になるよう願っている。

#### 事務局

ご意見をふまえて適切に修正等を行っていくが、最初にご意見いただいた権利条約の引用に関して、権利条約自体が「表現及び意見の自由（他の者との平等を基礎として情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含む。）についての権利を行使することができることを確保するための全ての適切な措置をとる」となっており、この表現を活かしながら、ご意見もふまえて書き方を工夫できればと思う。

#### 志藤委員

括弧書きの補足も含めて説明ができればよいと思う。

#### 持田委員

資料2の3ページ後半で手話サークルについて書かれており、その中で「聞こえない人のことばである手話を学ぼうとした」とあり、たしかにそうなのだが、単に学ぼうとしただけでなく、「手話を学び、聞こえない人たちの問題は聞こえる自分たちにも共通した問題だと考えた」ことがきっかけではないかと思う。そのことを入れていただきたい。

## 高田委員

たしかに重要なポイントであると思う。手話を学びろうあ者のために何かをしてあげるといふことではなく、同じ人間として共通の言葉で話したい、助け合いたいということから手話サークルが始まり、全国に広まったポイントだと思う。

## 武田委員

資料2の12ページ28行目「民生委員や地域の団体に聞こえないことや要約筆記などによるコミュニケーション手段についての理解を広げることが必要である」とあるが、聞こえないことを理解してもらうのではなく、聞こえないことに伴う暮らしの困難さを理解してもらうということだと思う。先ほどの志藤委員からの意見と表現を合わせる必要があるのではないか。

また、前回の会議には出席できなかったが、事務局を通じてメールで意見を言わせていただいた。資料2の10ページ15行目の記述がそれに該当するものであるが、ボランティア活動の基盤整備は行政や社会福祉協議会の役割であると思うが、例えば要約筆記の活動では、パソコンやOHCなどの高額な機器をボランティア活動の助成金に求めているサークルが多い。情報保障という観点で考えると、民間助成のみに頼るのではなく、行政などの支援が必要であると思うので、意見申し上げた次第である。

また、資料2の12ページ24行目で事業者等への行政の支援が書かれているが、合理的配慮の提供には一定の経費が伴うものだと思っている。手話通訳や要約筆記の派遣費用を事業者のみが負担することとなった場合、ある程度の予算の確保が必要になる。そのため、派遣費用の負担を事業者だけに求めると、一般に広がらないのではないかと思う。行政による補助が適切かどうかはわからないが、事業者が条件整備しやすくなるような支援が必要なのではないかと思い、意見申し上げた。

## 高田委員

今までの聾教育は手話と音声言語が対立関係にあるような考え方であった。しかし、手話教育の目的の一つは手話を通じて日本語を獲得すること。手話教育を通じて日本語の力をつけることで一般の大学にも入学できるし、色々な本を読むことで色々な言葉も理解できる。手話と日本語の関係をどのように育てていくかが聾学校の技術的な問題だと思う。それができなかったのは、聾教育が手話の基本的な問題について正確に理解しておらず、軽視していたことが原因としてあるかと思う。聾学校の責任は大変重いのではないか。

## 志藤委員

「様々なコミュニケーション手段」という表現と「多様なコミュニケーション手段」という表現が混在していると思う。資料2の9ページ20行目のみが「多様なコミュニケーション手段」となっており、言い回しはその都度使い分ければよいと思うが、日本語としては「様々なコミュニケーション手段がある」「コミュニケーション手段は多様である」という表現が一般的かと思う。好みの問題もあるかと思うが、表現が混在していることが気になった。